

恵庭市議会議長交際費事務取扱要領

(目的)

第1条 この要綱は、議長交際費（以下「交際費」という。）の経理事務及び現金保管の適正を図るとともに、その事務処理の手続等を定めることを目的とする。

(交際費の執行区分)

第2条 交際費は、議会の円滑な執行上必要な外部との交際に要する経費であって、その執行範囲は、次表のとおりとする。

支出の範囲	支出の種類	執行者の範囲	執行基準
懇談に関する経費	会食代 タクシー代	議長、副議長 その他議長が必要と認めたる者	各種懇談会等に係る会費及び参加費の実費を支出するほか、議会運営の円滑な執行上議長が必要と認めるとき。
贈呈等に関する経費	贈呈品代 土産代 記念品代		議会運営の円滑な執行上議長が必要と認めるとき。
賛助等に関する経費	賛助金 会費		
慶弔・見舞等に関する経費	贈供花代 香料、見舞 祝儀、餞別		別表第1から別表第4に定めるところによる。

(支出の方法)

第3条 交際費の支出については、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第165条の2の規定による口座振替の方法により行うことを原則とする。

2 前項の場合によることが困難であると議長が認めるときは、施行令第161条第1項第14号の規定による恵庭市会計規則（平成9年規則第11号。以下「規則」という。）第51条の規定により、資金前途の方法により支出することができる。

3 前項の規定により資金前途を受ける職員は、議会事務局次長とする。

4 資金前渡を受ける職員は、規則の規定に基づき、当該支出に係る事務を適正に執行しなければならない。

(予算執行上の留意事項)

第4条 交際費予算の執行に当っては必要最小限とし、関係法令及びこの要綱に従って厳正に行うものとする。

2 執行内容については、人数の制限などによって経費の節減を図り、社会通念上の常識と節度を逸脱することのないよう留意するものとする。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成18年1月1日から実施する。

弔意関係支出基準 別表第1 (第3条関係)

対象者	香典	弔旗 (市内)	供花 (市外)	弔電	弔辞	灯籠	備考
1.市議会議員 本人 配偶者 両親(血族・姻族)及び子 その他同居の親族	30,000 20,000 10,000 △	○ ○ ○ △	○ ○ ○ △	 ○ ○ ○	○	○	
2.前・元市議会議員 本人(任期12年以上) 本人(上記以外) 配偶者	20,000 10,000 10,000	○ ○ ○	△ △ △	○ ○ ○	市功労者		
3.名誉市民	30,000	○	○		○	○	
4.市功労者	10,000	○	△	○			
5.恵庭市親和会会員	△	△	△	○			市議、理事者経験者 除く。
6.市理事者 本人 配偶者 両親(血族)及び子 両親(姻族) その他同居の親族	30,000以内 20,000以内 10,000 10,000 △	○ ○ ○ ○ △	○ ○ ○ △ △	 ○ ○ ○ △	○	○	
7.元市理事者 本人 配偶者	20,000以内 10,000	○ ○	○ △	○ ○	△		
8.執行機関の長及び委員 機関の長本人 機関の委員本人 配偶者・両親(血族)及び子	20,000 10,000 △	○ ○ △	○ △ △	○ ○ △	△		教育委員、農業委員、 監査委員、選挙管理 委員、公平委員、固定 資産評価審査委員
9.地元選出国会議員 本人 配偶者・両親(血族)及び子	20,000 △	○ △	○ △	○ ○			
10.地元選出道議会議員 本人 配偶者・両親(血族)及び子	30,000 市理事者と同じ	○	○	○	△		
11.地元選出元道議会議員 本人	20,000以内	△	△	△	△		
12.議会事務局職員 本人・配偶者 両親(血族・姻族)及び子		○		○			
13.姉妹都市	△	△	△	△			
14.官公庁、団体の長・役員	△	△	△	△			
15.議長が特に必要と認めたもの	△	△	△	△			

備考 1. 弔電は、議長が葬儀(告別式)に参列できない場合とする。2. △印は、議長がその都度決める。

別表2（第3条関係）

祝儀関係支出基準

行事内容	祝儀	祝花	祝酒	祝電	備考
市（町）制施行○周年 開基○○周年記念式祝賀会	10,000			○	
自衛隊駐屯地創隊記念	10,000			○	
創立○周年記念式典・祝賀会	△			○	
竣工式・落成式の祝賀会			○	○	
地鎮祭・起工式			○		
各種祝賀会			会費制でない場合 ○	○	
懇談会・懇親会			会費制でない場合 ○		
その他議長が必要と認めた 行事	△	△	△	△	

備考 1. 祝電が必要と思われる場合は、その都度議長が判断する。

2. 会費制の行事については、祝儀等を出さないこととする。

3. △印は、議長がその都度決める。

※他の自衛隊行事には、祝儀は出さない。（基地防災課長 平成28年12月15日 確認済み。）

⇒ 患庭市から5万円の支出（議長も含まれるとの判断）

別表3（第3条関係）

見舞金関係支出基準

対象者	見舞金	備考
議員本人	10,000	
市理事者	10,000	
その他議長が必要と認めるもの	その都度決める	

備考 1. 疾病の場合は、10日以上入院又は1カ月以上の自宅療養をした場合とし、検査入院は対象としない。

2. 災害等による見舞金は、議員本人の住宅又は家財の全部若しくは一部を滅失した場合とする。

別表4（第3条関係）

餞別関係支出基準

対象者	金額	備考
関係者の異動	5,000～10,000	議会との関わりにより必要最小限
全国大会出場	5,000～10,000	個人・団体の規模による相当額
その他議長が必要と認めるもの	その都度決める	